

2026 年度 神戸市立特別支援学校

リハビリテーション専門員（実習助手）採用選考

専門試験問題

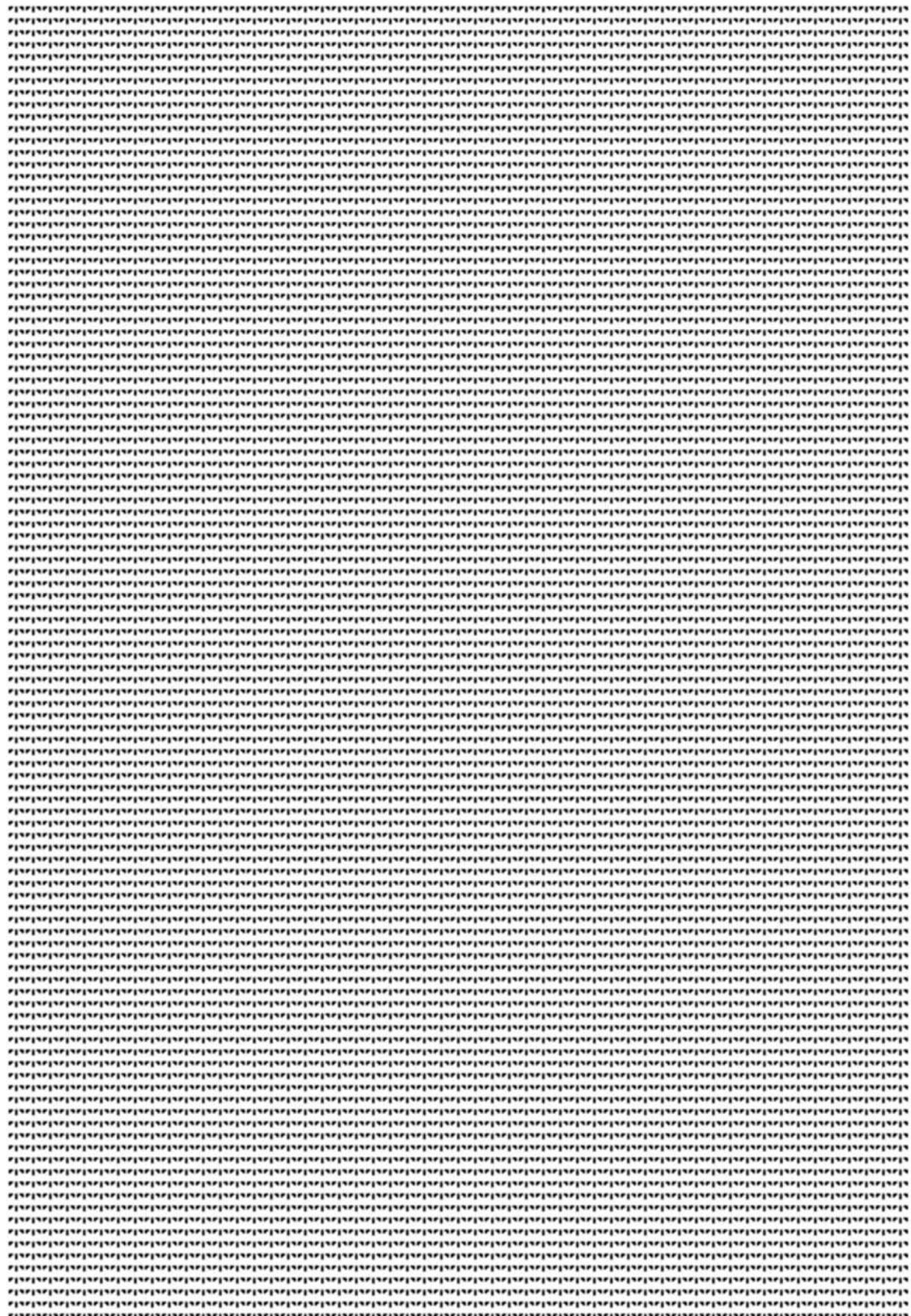
1. 解答はすべて、別紙のマークシートに記入すること。
 2. マークシートは、電算処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。また、マーク欄はもちろん、余白にも不要なことを書かないこと。
 3. 記入は、HBまたはBの鉛筆を使って、ていねいに正しく行うこと。
消去は、プラスチックの消しゴムで念入りに行うこと。
 4. 名前の記入 名前を記入すること。
 5. 教科名の記入 教科名に「リハビリテーション専門員」と記入すること。
 6. 受験番号の記入 受験番号欄に自身の受験番号の先頭に0を二つ加えた5桁の数字を記入した後、その数字をマークすること。
 7. 解答の記入
 - ア. 問題は全15問で、15ページまである。解答番号は1から15までの通し番号になっており、例えば10番を 10 のように表示してある。
 - イ. マークシートのマーク欄は、すべて1から0まで10通りであるが、各小問の選択肢は必ずしも10通りあるとは限らないので注意すること。
 - ウ. どの小問にも、選択肢には①、②、③…の番号がついている。
 - エ. 各問い合わせに対して一つずつマークすること。

＜解答用マークシート＞

フリガナ	コクベ [。] タコウ
名前	神戸 太郎

受験番号
00011

小問番号	解答記入欄 1 - 25	小問番号
1	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	26
2	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	27
3	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	28
4	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	29
5	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	30
6	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	31
7	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	32



【1】 次の文は、「障害のある子供の教育的支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)において、障害の種類や状態等と就学先決定の在り方について述べたものである。下線部のうち、適切でないものを①～④から1つ選び、番号で答えよ。

我が国においては、学校教育法第72条において、「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、①障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする」旨が規定され、特別支援学校における教育の対象となる5つの障害種のことについて規定されている。

また、学校教育法第75条において、「第72条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める」旨が規定されており、これを受け、②学校教育法施行令第22条の3において、学校教育法第75条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度が定められている。

このように、学校教育法施行令第22条の3については、③これに該当する者が原則として特別支援学校に就学するという「就学基準」としての機能は持たないことなる一方、我が国において特別支援学校に入学可能な障害の程度を示すものとしての機能は、引き続き有していることに留意が必要である。平成25年9月の学校教育法施行令の改正により、障害の状態（第22条の3の表に規定する障害の区分及び程度への該当の有無）に加え、④教育的ニーズ、学校や地域の状況、本人及び保護者や教育委員会の意見等を総合的に勘案して、障害のある子供の就学先を個別に判断・決定する仕組みへと改められている。

【2】 次の文は、「障害のある子供の教育的支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)において、就学後のフォローアップについて述べたものである。下線部のうち、適切でないものを①～④から1つ選び、番号で答えよ。

小中学校等に進学した場合でも、特別支援学級という学びの場が良いのか、通級による指導を行う方が良いのか、通常の学級における指導を基本とするのが良いのかについても、子供の教育的ニーズを踏まえて、常に変化しうることを、全ての関係者が認識する必要がある。

子供一人一人の障害の状態等の変化に応じて適切な教育を行うためには、①就学時のみならず就学後も引き続き教育相談を行う必要がある。そのためには、学校内の特別支援教育に関する体制を整備しながら、②教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議などを定期的に行い、支援の目標や教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容についての評価に基づき、③必要に応じて個別の教育支援計画や個別の指導計画の見直しを行うとともに、④学校や学びの場を変更しなくてもよいように支援していくことが適当である。

【3】 次の文は、「生徒指導提要」（令和4年12月 文部科学省）において、発達障害に関する理解について述べたものである。文中の（1）～（3）にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑥から選び、番号で答えよ。

「発達障害」とは、「発達障害者支援法」において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発言するものとして政令で定めるものをいう。」と定義されています。また、「発達障害者」とは、「発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により（1）又は社会生活に制限を受けるもの」であり、「社会的障壁」とは、「発達障害がある者にとって（1）又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」とされています。この定義には、障害は個人の心身機能が要因であるという「医学モデル」と、「障害者の権利に関する条約」の中で示された障害は社会や環境の在り方や仕組みがつくりだしているという「（2）モデル」の二つの考え方方が反映されています。

「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（令和3年6月30日改訂）」では、発達障害も含め教育的ニーズの内容を障害種ごとに具体化し、就学先となる学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項等が整理されています。最新の医学的な診断基準では、知的障害や（3）なども神経発達障害のカテゴリーに含まれていますが、文部科学省では主として、自閉症、注意欠陥多動性障害、学習障害を発達障害として扱い、知的障害や（3）とは分けて整理しています。

ア 日常生活

イ 学校生活

ウ 環境

エ 社会

オ 言語障害

カ 肢体不自由

- | | | | |
|---|------|------|------|
| ① | （1）ア | （2）ウ | （3）カ |
| ② | （1）ア | （2）エ | （3）オ |
| ③ | （1）ア | （2）エ | （3）カ |
| ④ | （1）イ | （2）ウ | （3）カ |
| ⑤ | （1）イ | （2）ウ | （3）オ |
| ⑥ | （1）イ | （2）エ | （3）カ |

【4】 次の文は、「生徒指導提要」（令和4年12月 文部科学省）において、多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導における学習面、行動面、対人関係への指導・支援について述べたものである。文中の（1）～（3）にあてはまる文の適切な組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

学習面に困難のある児童生徒への対応は、できていないことやうまく取り組めていないことに注目しがちになります。しかし、苦手なことに対しても意欲を高めていくためには、できていることを認め、（1）ことが大切になります。そのためには、強みを活かした学習方法に変えたり、合理的配慮を用いたりして、実力を発揮し、伸ばし、評価される支援を考えます。失敗経験の積み重ねにより、自分にはできないなどと自己評価が低くなっている場合も多く見られます。個別的な指導や支援を行う際には、特別な扱いをされることが、逆に心の痛手にならないように、プライドや自尊感情に配慮することも重要です。

行動面については、注意や叱責だけでは改善は難しいという前提に立ち、（2）という視点を持つことが大切です。起きている行動だけに注目せず、きっかけになることや行動の結果など前後関係を通して要因を分析し、対応を考えます。失敗を指摘して修正させる対応ではなく、どういう行動をとればよいかを具体的に教え、実行できたら褒めるなどの指導を通じて、成功により成就感や達成感が得られる経験と、それを認めてくれる望ましい人間関係が周囲にあることが、何よりも大切です。

対人関係では、相手の状況を考えずに発言したことがトラブルのきっかけになったり、友達からの何気ない一言で心が傷つき不適応につながったりするなど、思い違いや勘違いが影響することもあります。場面や状況を説明しながら、相手の気持ちや感情をどう読み取るか、コミュニケーションをどう取るか、ということについて、イラストやロールプレイを用いるなどして、（3）ようにします。

- ア 適切な行動を増やしていく
- イ 具体的な指導や支援を行う
- ウ 信頼関係を構築する
- エ 得意な面をうまく生かして指導や支援を行う

- ① (1) ア (2) ウ (3) イ
- ② (1) イ (2) エ (3) ア
- ③ (1) ウ (2) イ (3) エ
- ④ (1) エ (2) ア (3) イ

【5】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）及び「特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（高等部）」（平成31年2月 文部科学省）において、重複障害者等に関する教育課程の取扱いについて述べたものである。文中の（A）・（B）にあてはまる語句の適切な組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

○特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）

重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の（ A ）又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。

○特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（高等部）

重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。

（1）各教科・科目若しくは特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科若しくは特別活動。）の目標及び内容の（ B ）又は各教科・科目若しくは総合的な探究の時間（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科若しくは総合的な探究の時間。）に替えて、自立活動を主として指導を行うこと。この場合、実情に応じた授業時数を適切に定めるものとすること。

- | | | |
|---|-------|-------|
| ① | （A）全部 | （B）全部 |
| ② | （A）全部 | （B）一部 |
| ③ | （A）一部 | （B）一部 |
| ④ | （A）一部 | （B）全部 |

【6】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）において、児童生徒の調和的な発達の支援に関する個別の教育支援計画の作成について述べたものである。適切でないものを①～③から1つ選び、番号で答えよ。

①個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画という。

②個別の教育支援計画は、就学前、就学後、進学先等のそれぞれにおいて提供する支援の内容等を簡潔に記述し、在籍校内でのみ活用する。

③個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに十分留意することが必要である。

6

【7】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）において、カリキュラム・マネジメントの充実について述べたものである。下線部のうち、適切なものを①～③から1つ選び、番号で答えよ。

各学校においては、児童又は生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を①各教科等における個別最適な学びの充実に向けて組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な②校内の人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき③組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。その際、児童又は生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、第3節の3の(3)のイに示す個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫すること。

【8】 次の①～④の文は、「特別支援学校学習指導要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）において、指導方法の創意工夫について述べたものである。適切でないものを①～④から1つ選び、番号で答えよ。

①児童生徒が興味や関心をもって主体的に取り組み、成就感を味わうことでできる指導方法を工夫することが大切である。教師から的一方的な働き掛けに終始する方法や画一的な方法にならないよう留意する必要がある。

②自立活動の指導に適用できると思われる方法又は方法の裏付けとなっている理論には心理療法、感覚訓練、動作の訓練、理学療法、作業療法等が想定される。これらの理論・方法は、いずれも自立活動の指導という観点から成り立っている。

③児童生徒自身が指導目標に照らした課題に自ら取り組むことができるよう、指導の段階や方法を工夫する必要がある。指導の課題や段階を児童生徒の実態に即して細分化し、それに応じた方法の適用を工夫することが大切である。

④指導方法も児童生徒一人一人に適したものでなければならない。特定の方法をすべての児童生徒に機械的に当てはめるのではなく、個々の児童生徒の実態に適合した方法を工夫することが必要となる。

【9】 次の文は、「特別支援学校学習指導要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）において、自立活動の意義について述べたものである。文中の（A）・（B）にあてはまる語句の適切な組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

特別支援学校には、原則的には学校教育法施行令第22条の3において規定している程度の障害を有する（ A ）又は病弱の幼児児童生徒、これらの障害を複数併せ有する重複障害の幼児児童生徒が在学している。そして、それらの障害に（ B ）、自閉症、LD、ADHD等を併せ有する幼児児童生徒が在学している場合もある。特別支援学校の教育においては、こうした障害のある幼児児童生徒を対象として、小・中学校等と同様に、学校の教育活動全体を通じて、幼児児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指している。

- ① (A) は視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由
(B) は言語障害、情緒障害
- ② (A) は視覚障害、知的障害、肢体不自由、情緒障害
(B) は言語障害、聴覚障害
- ③ (A) は知的障害、肢体不自由
(B) は視覚障害、聴覚障害、言語障害、情緒障害
- ④ (A) は言語障害、聴覚障害、情緒障害、病弱
(B) は知的障害、肢体不自由、視覚障害

【10】 次の文は、「特別支援学校学習指導要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）において、自立活動の指導の進め方について述べたものである。下線部のうち、適切でないものを①～④から1つ選び、番号で答えよ。

自立活動の指導に当たっては、幼児児童生徒一人一人の実態を的確に把握して個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開しなければならない。<略>個別の指導計画の作成に当たっては、個々の幼児児童生徒に関する様々な実態の中から必要な情報を把握して的確に課題を抽出し、それに基づいて得られた指導すべき課題相互の関連を検討し、①第一に個別の教育支援計画の設定することが大切である。このように個別の指導計画を作成するためには、障害による②学習上又は生活上の困難を改善・克服する指導について、一定の専門的な知識や技能が必要である。そのため、自立活動の指導における個別の指導計画の作成には、校内で専門的な知識や技能のある教師が関与することが求められ、各学校に専門的な知識や技能のある教師が適切に配置されていることや、各学校においてこうした教師を計画的に養成していくことが必要である。また、必要に応じて、③外部の専門家と連携を図ることも有効である。

特に、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターは、校内における取組だけではなく、地域の小・中学校等の特別支援学級や通級による指導における自立活動の指導の充実を支援するために、特別支援学校の専門性を活用し、④教育相談や研修等を実施するなど、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）の中で、特別支援教育コーディネーターとしての機能を發揮していくことが求められる。

【11】 次の文は、「特別支援学校学習指導要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）において、心理的な安定（情緒の安定に関するここと）について述べたものである。文中の（A）～（D）にあてはまる文の適切な組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

チックの症状のある幼児児童生徒の場合、不安や緊張が高まった状態になると、身体が動いてしまったり、言葉を発してしまったりすることがある。このような場合、（ A ）が大切である。

障害が重度で重複している幼児児童生徒は、情緒が安定しているかどうかを把握することが困難な場合がある。そのような場合には、その判断の手掛かりとして（ B ）が重要である。そして、安定した健康状態を基盤にして（ C ）が大切である。

なお、障害があることや過去の失敗経験等により、自信をなくしたり、情緒が不安定になりやすかつたりする場合には、（ D ）が重要である。

（1）「快」、「不快」の表出の状態を読み取ること

（2）機会を見つけて自分のよさに気付くようにしたり、自信がもてるように励ましたりして、活動への意欲を促すように指導すること

（3）「快」の感情を呼び起こし、その状態を継続できるようにするための適切な関わり方を工夫すること

（4）不安や緊張が高まる原因を知り、自ら不安や緊張を和らげるようとするなどの指導をすること

- ①（ A ）は（1）（ B ）は（4）（ C ）は（2）（ D ）は（3）
- ②（ A ）は（4）（ B ）は（1）（ C ）は（3）（ D ）は（2）
- ③（ A ）は（4）（ B ）は（2）（ C ）は（1）（ D ）は（3）
- ④（ A ）は（1）（ B ）は（4）（ C ）は（3）（ D ）は（2）

【12】 次の文は、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について（通知）」（令和3年9月17日 文部科学省）において、基本理念（第3条関係）について述べたものである。文中の（1）・（2）にあてはまる語句の適切な組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

医療的ケア児が医療的ケア児でない児童生徒等と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援を行うに当たっては、医療的ケア児の（ 1 ）させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立つことが重要である。その際、医療的ケア児の実態は多様であることから、医療的ケアの種類や頻度のみに着目して画一的な対応を行うのではなく、一人一人の（ 2 ）に応じた指導を行うことが重要であること。

- | | |
|------------------|------------|
| ① (1) 教科等の指導を充実 | (2) 教育的ニーズ |
| ② (1) 教科等の指導を充実 | (2) 障害の状態等 |
| ③ (1) 可能性を最大限に發揮 | (2) 教育的ニーズ |
| ④ (1) 可能性を最大限に發揮 | (2) 障害の状態等 |

12

【13】 次の文は、「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」(令和3年6月 文部科学省)において、学校における医療的ケアの実施者について述べたものである。適切なものを①～③から1つ選び、番号で答えよ。

①医師、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護師等」という。）は、自らの判断で医療的ケアを行うことができる。

②社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者として、都道府県知事に認定を受けた介護職員等（認定特定行為業務従事者として、都道府県知事に認定を受けた教職員を含む。以下「認定を受けた介護職員等」という。）は、医師の指示の下、看護師等と連携し、全ての医療的ケアを行うことができる。

③自宅等において、医療的ケア児やその保護者が医療的ケアを実施できるのは、当該行為の違法性が阻却（正当化）される場合の要件（目的の正当性、手段の相当性、法益衡量、法益侵害の相対的軽微性、必要性・緊急性）を満たすと考えられるためである。従って、医療的ケア児やその保護者が医療的ケアを行っているからといって、通常、学校で当該行為を教職員が実施の要件を満たさないまま同様に実施することはできない。

【14】 次の文は、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」（令和3年1月 文部科学省）において、特別支援教育におけるICT利活用の意義と基本的な考え方について述べたものである。文中の（1）～（3）にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑥から選び、番号で答えよ。

これまで特別支援教育においては、ICTの活用が積極的に行われてきた。例えば、障害のある子供に対するICTを活用した学習指導において、テレビ会議システムを用いた遠隔教育は、（1）にとって、学校の友人関係や学習を途切れさせることなく続けることを可能にする方法であり、病気に立ち向かうモチベーションになるなど、大きな成果を上げてきた。各教科等の指導においては、単にICTを使用することを目的とした授業づくりではなく各教科等の目標の達成を図るために必要な手段として、どのようにICTを関連付けて活用すればよいか分析する力を培っていくことが重要である。

加えて、情報化の推進は、障害のある子供が、学校での学習や生涯学習、家庭生活、（2）など子供のあらゆる活動にアクセスすることを容易にし、更には自然災害等の非常時においても、そうした機器やサービス、情報を適切に選択・活用することで社会生活を可能とするという、大きな社会的意義をもっている。

こうしたICTを（3）などに活用することは、遠隔で行う仕事のみならず、ICTを媒介にして、実社会での社会活動にもつながる点でも意義深い。

- ア 肢体不自由児
- イ 病気療養児
- ウ 余暇生活
- エ 学校生活
- オ 職業教育
- カ インクルーシブ教育

- ① (1) ア (2) ウ (3) カ
- ② (1) ア (2) エ (3) オ
- ③ (1) ア (2) エ (3) カ
- ④ (1) イ (2) ウ (3) カ
- ⑤ (1) イ (2) ウ (3) オ
- ⑥ (1) イ (2) エ (3) カ

【15】 次の文は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会）において、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について述べたものである。下線部のうち、適切でないものを①～④から1つ選び、番号で答えよ。

基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

共に学ぶことを進めることにより、生命尊重、思いやりや協力の態度などを育む道徳教育の充実が図られるとともに、①同じ社会に生きる人間として、互いに正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶなど、個人の価値を尊重する態度や自他の敬愛と協力を重んずる態度を養うことが期待できる。

障害のある子どもにとっても、障害のない子どもにとっても、障害に対する適切な知識を得る機会を提供するとともに、②バランスのとれた自己理解、達成感の積み重ねから得られる自己肯定感、自己の感情等の管理する方法を身に付けつつ、他者理解を深めていくことが適当であり、子どもの多様性を踏まえた学級づくりや学校づくりが望まれる。

③個々の子どもの対人関係や教育的ニーズ、学校や地域の実情等を十分に考慮することなく、すべての子どもに対して同じ場での教育を行おうとすることは、同じ場で学ぶという意味では平等であるが、実際に学習活動に参加できていなければ、子どもには、健全な発達や適切な教育のための機会を平等に与えることにはならず、そのことが、将来、その子どもが社会参加することを難しくする可能性がある。財源負担も含めた国民的合意を図りながら、大きな枠組みを改善する中で、「共に育ち、共に学ぶ」体制を求めていくべきである。

障害のある子どもが、多様な子どもの中で共に学び、社会で生きる力を身に付けることと同時に、同じ障害のある子ども同士が共に学ぶことにより、④それぞれの障害固有のコミュニケーション能力を高めるなどして、相互理解を深めていくことも重要である。学校教育の場でも学校教育以外の場でも、それらの機会を提供していくことが重要である。